川崎市議会
議長 橋 本 勝 様

川崎市人事委員会
委員長 魚 津 利


地方公務員法第 5 条第 2 項の規定に基づく人事委員会の意見について

令和 4 年 9 月 2 日付け 4 川議議第 475 号により依頼のありましたことにつ いて，次のとおり意見を申し述べます。

議案第84号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

この条例案は，地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い，関係条例 の整備を行おうとするものであり，異議はありません。

議案第 85 号 川崎市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

この条例案は，川崎市職員の給与に関する条例の一部改正に伴い，60歳に達した日後における最初の 4 月 1 日以後の職員の給料月額を当該職員に適用さ れる給料月額に 100 分の 70 を乗じて得た額とする措置を降給とすること等 を行おうとするものであり，異議はありません。

議案第 86 号 川崎市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例 の制定について

この条例案は，職員の定年を年齢 65 年に引き上げること，地方公務員法の一部改正に伴い，管理監督職勤務上限年齢制を導入すること等を行おうとする ものであり，異議はありません。

> 議案第87号 川崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

この条例案は，60歳に達した日後における最初の4月1日以後の職員の給料月額は，当該職員に適用される給料月額に100分の70を乗じて得た額と すること，地方公務員法の一部改正に伴い，定年前再任用短時間勤務職員の給料月額を定めること等を行おうとするものであり，異議はありません。

議案第 90 号 川崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

この条例案は，60歳に達した日以後に非違によることなく退職した者に対 する退職手当を定年退職の場合の退職手当と同様に算定することとすること，国及び他の地方公共団体との均衡を考慮して退職手当の支給の割合を見直すこ と等を行おうとするものであり，異議はありません。

議案第121号 川崎市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

この条例案は，地方公務員法及び川崎市職員の給与に関する条例の一部改正 に伴い，所要の整備を行おうとするものであり，異議はありません。

